三　政府代表部

地域	所在地	号別											
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	ジャカルタ （東南アジア諸国連合）	580,000	560,000	527,500	507,200	476,800	426,000	375,300	324,500	283,900	263,600	243,300	223,000
北米	ニューヨーク （国際連合）	960,000	810,000	755,100	724,900	679,600	604,100	528,600	453,100	392,700	362,500	332,300	302,100
	モントリオール （国際民間航空機関）	670,000	640,000	600,000	576,000	540,000	480,000	420,000	360,000	312,000	288,000	264,000	240,000
欧州	ウィーン （在ウィーン国際機関）	730,000	700,000	657,400	631,100	591,600	525,900	460,200	394,400	341,800	315,500	289,200	263,000
	ジュネーブ （在ジュネーブ国際機関）	1,120,000	940,000	879,000	843,800	791,100	703,200	615,300	527,400	457,100	421,900	386,800	351,600
	（軍縮会議）	980,000	940,000	879,000	843,800	791,100	703,200	615,300	527,400	457,100	421,900	386,800	351,600
	パリ （経済協力開発機構）	720,000	650,000	605,100	580,900	544,600	484,100	423,600	363,100	314,700	290,500	266,300	242,100
	（国際連合教育科学文化機関）	670,000	650,000	605,100	580,900	544,600	484,100	423,600	363,100	314,700	290,500	266,300	242,100
	ブリュッセル （欧州連合）	720,000	650,000	606,300	582,000	545,600	485,000	424,400	363,800	315,300	291,000	266,800	242,500
	（北大西洋条約機構）	670,000	650,000	606,300	582,000	545,600	485,000	424,400	363,800	315,300	291,000	266,800	242,500
アフリカ	アディスアベバ （アフリカ連合）	770,000	750,000	708,900	688,100	657,000	605,100	553,200	501,300	459,800	439,100	418,300	397,600

附　則

この政令は、令和四年十一月一日から施行し、この政令による改正後の別表第一の規定（在ラオス、在コスタリカ、在ドミニカ共和国、在アルメニア、在キルギス、在ジョージア、在ブルガリア、在ボスニア・ヘルツェゴビナ、在ロシア、在アフガニスタン、在ザンビア、在ジンバブエ、在セーシェル及び在南スーダンの各日本国大使館並びに在ウラジオストク、在サンクトペテルブルク、在ハバロフスク及び在ユジノサハリンスクの各日本国総領事館に係る部分を除く。）は、同年八月一日から適用する。

外務大臣　林　芳正
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○外務省令第十一号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十二号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月二十八日

外務大臣　林　芳正